

「D1-Law.com判例体系」から 重要判例25,000件超を登載したUSB商品

2020
Edition



D1-Law nano 判例 25000

FOR WINDOWS

判例六法を超える内容量!

■ 収録判例総件数 ▶ 25,757件

民事 ▶ 約22,900件

刑事 ▶ 約2,800件



収録判例 商法関連(2,660件)、労働関連(3,260件)、租税関連(973件)、
知的財産関連(776件)、行政関連(5,769件) 他 その他全法編にわたり収録

ネット接続ができない環境でも利用可能!

判例要旨

要旨は論点・争点ごとに執筆!

同じ論点・争点の
関連判例は
チェックを入れる
だけで検索可能!

根拠法令も収録!

出典誌・判例評釈誌も収録!

公表された判例本文を収録

判例タイムズ解説

最重要判例には
判例タイムズ解説を収録

ダウンロード機能

rtf形式やテキスト形式で
簡単にダウンロード。
実務や研究に利用できます。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
https://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-480
Fax. 0120-202-982

定価：本体 22,000円+税

多彩な検索機能により、目的の判例にいち早くたどりつける!

検索画面

DI-Law nano 判例25000

詳細検索 体系目次検索 検索履歴 ご利用環境の変更

フリーワード AND 閉じる

事項 すべて(判例単位)

参照法令 の の の

裁判年月日 和暦 西暦

令和 年 月 日から 日付指定
 令和 年 月 日まで 範囲指定

裁判所

事件番号 令和 年 () 号

裁判官

出典 巻 号

民/刑 全判例 民事 刑事

法域

判例ID

フリーワード検索結果

検索結果一覧 (第1頁)

検索結果: 判例 006件

1-20 / 109

No.	裁判年月日/裁判所/事件番号/判決	解説
1	令和 1年 9月19日 最高裁判所第二小法廷平成29年(第)1137号	【裁判例ウェブサイト特定事項】権利執行における差押えによる請求権の消滅時効の中断の効力が生ずるためには、その権利者が当該差押えを了却し得る状態に置かれることを要しない。
2	平成30年 7月17日 最高裁判所第二小法廷平成29年(第)2212号	
3	平成30年 9月14日 最高裁判所第二小法廷平成29年(第)3328号	1. 日本放送協会の放送受信契約に基づく権利帰属に民法168条1項(定期金債権の高額時効)前段の規定の適用。
4	平成30年 2月28日 最高裁判所第二小法廷平成29年(第)465号	1. 一 差押権の維持維持権が免許許可の決定の効力を及ぼす場合(民法396条)は適用されず、債権者及び連帯。2. 一 免許許可の決定の効力を及ぼす債権は、民法106条1項に定めらるる権利行使を行うことができる時起。2. 一 免許許可の決定の効力を及ぼす債権は、民法106条1項に定めらるる権利行使を行うことができる時起。
5	平成30年12月6日 最高裁判所第二小法廷平成29年(第)1130号	1. 日本放送協会の放送を受信することの権利帰属を争う訴訟(争点)は、争点として放送受信契約の締結を争う訴訟。2. 放送法64条1項に基づき放送受信契約の締結を争う訴訟に反するものも認められ、日本放送協会からの訴訟申請。3. 日本放送協会(争点)が受託者債権者(争点)に付し、放送受信契約の締結を争う訴訟、訴訟の争点争点なし。

「ガイド機能」が専門用語をサジェスト

ガイド機能

1-10 / 700

No.	事項
<input type="checkbox"/>	1年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	10年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	15年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	20年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	25年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	30年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	35年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	40年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	45年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	50年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	55年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	60年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	65年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	70年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	75年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	80年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	85年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	90年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	95年の消滅時効
<input type="checkbox"/>	100年の消滅時効

論点体系 判例民法

論点 ② 包括的な集合債権譲渡担保は認められるか

集合債権譲渡担保とは、将来発生すべき多数の債権のうち、どの債権が譲渡担保の目的となっているかを判断すること(特定性)が必要となる。このような特定性(債権可能性)を判断する要素として、最高裁は、①債権の発生原因、②譲渡、③発生しない弁済期の期間と終期を判断すること(裁判例)の特長(裁判例12・4・21民集54巻4号1562頁(28050782))を挙げている。では、借務者が有する一切の将来債権を担保の目的とする場合は可能か、この場合には、す

最判平成12・4・21民集54巻4号1562頁(28050782)



例えば「論点体系 判例民法 第3版」(全11巻)に記載されている判例IDで検索すると、判例本文・解説等へすばやくアクセスできます!

判例本文

DI-Law nano 判例25000

判例本文

◆平成12年 4月21日 最高裁判所第二小法廷平成12年(第)1049号

■28050782
 最高裁判所第二小法廷
 平成12年(第)1049号
 平成12年04月21日
 本文
 本件上告を棄却する。
 上告費用は上告人の負担とする。

理由
 上告代理人藤金幸、同藤民子の上告理由一点について
 一 本件は、被上告人が、株式会社Aとの間で締結した債権譲渡予約を免却してAの上告人に対する債権を譲り渡したため、上告人に対し、右債権の履行を求める訴訟である。債務の免除に際しては、事業関係の構築は、次のとおりである。
 1. 平成12年4月21日 最高裁判所第二小法廷平成12年(第)1049号

要旨の要する体系目次

- ① 債権譲渡予約
- ② 債権譲渡予約の免却
- ③ 債権譲渡予約の免却の効力
- ④ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑤ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑥ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑦ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑧ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑨ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑩ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑪ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑫ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑬ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑭ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑮ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑯ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑰ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑱ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑲ 債権譲渡予約の免却の効力の発生
- ⑳ 債権譲渡予約の免却の効力の発生

※動作環境については、弊社ホームページをご確認ください。

詳細・お申し込みはコチラ → **第一法規ストア** **検索** CLICK!

<クレジットカードでもお支払いいただけます>

キリトリ線

申込書 (第一法規刊)

商品名	価格	部数
D1-Law nano 判例25000 2020Edition [071662] ISBN978-4-474-07166-7 C3032 ¥22000E (2)	定価 24,200円(税込) (本体 22,000円)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
 *消費税は申込日時の適応税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。
 *現在、弊社とご取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。
 (いずれかを✓で選択ください) 代金引換により支払います。 現金到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
 一回あたりのご購入金額(商品の税込価格+送料)の合計が
 1万円以下の場合、300円+税
 3万円以下の場合、400円+税
 10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。

年 月 日

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
 〒107-8560
 東京都港区南青山2-11-17
 第一法規株式会社
 ☎ FAX.0120-302-640

書店印

〒

ご住所

機関名 公用 私用

フリガナ

ご氏名 様

TEL

E-mail

お客様より預かりた個人情報、お名前や住所等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報については、照会、修正、削除、利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ☎ TEL.0120-203-696 ☎ FAX.0120-202-974